

### 第3章 教養部の形成と解体 —教員の配属の視点から—

吉田 文

1. 問題の設定
2. 教養部成立前史—一般教育担当部局にみられる法制化への胎動
3. 教養部の設置—責任体制の確立と新たな格差
4. 一般教育の改革—カリキュラム編成から一般教育主事の法制化まで
5. 大綱化までの改革構想—教養部の学部化をめざして
6. 大綱化の帰結—教員の配属問題
7. もうひとつの問題—一般教育の行方

#### 1. 問題の設定

一般教育が専門教育と対置されて導入されたことは、1949年に発足する新制大学を旧制度下の大学と区別する大きな変化であった。1946年の米国使節団の勧告を契機として導入された一般教育は、アメリカの多くの大学が採用している配分必修制のジェネラル・エデュケーションをモデルとしており、わが国では「大学基準」に規定された人文・社会・自然の3系列からそれぞれ3科目12単位以上を履修するという方式が（大学基準協会 1951）、1991年の大学設置基準の大綱化までの基本原則であった<sup>1)</sup>。

日本がアメリカをモデルとしなかったのは、一般教育の担当組織である。わが国では、一般教育を担当する教員、専門教育を担当する教員とが分化していたこと、とくに国立大学の多くでは、一般教育担当教員が所属する教養部という部局が存在したことが、アメリカと異なる大きな特徴であった。この教養部を設置する国立大学は最大で33校にのぼったが、1991年の大綱化によって一般教育と専門教育の単位数に関わる規定がなくなったことにともない、2001年現在、東京医科歯科大学1校を残すのみで、すべて廃止された。

一般教育に関わる規定が大学設置基準から消えた背後には、一般教育そのものに対する大学内外からの批判や不要論よりもむしろ、一般教育のみを担当する教員やその所属組織の存在に対する大学教員自身の卑下と格差解消の願望の歴史があったといつてよいだろう。それでは、教員間の格差を生み出すような組織はどのように作られたのか、そして、教養部廃止によって所属教員はどのように配属されていたのか、本稿は、国立大学教養部の半世紀の歴史をたどることで、教養部という組織のもっていた構造的桎梏を考察することを目的とする。

具体的には、第1にその成立の経緯、第2にその後の改革の過程、第3に設置基準の大綱化による教養部廃止と教員の配属について、個別大学のレベルで明らかにしていく。

#### 2. 教養部成立前史—一般教育担当部局にみられる法制化への胎動

国立大学の教養部が法制化されるのは1963年の「国立学校設置法」の改正によってであり、翌64年の「国立大学の学科及び課程並びに講座並びに学科目に関する省令」によって、原則として専門教育は

講座制、一般教育には学科目制がしかれ、それぞれに定員が配置されることになった。一般教育担当の部局と教員が置かれるまでに、導入からすでに14~5年経過しているが、それまでの間一般教育を担当していた部局や教員は、新制大学になる際に統合した旧制度下の高等教育機関の種別と密接なかかわりをもっており、それは大きく3つのカテゴリーにわけることができる。

図表3-1にみられるように、第1が旧帝国大学と統合した旧制高校が教養部となったもの、第2がそれ以外の旧制高校が文理学部となったもの、第3が旧師範系機関が学芸学部となったものである。

図表3-1 国立大学教養部の母体

母体のタイプ	大学名
旧帝国大学→分校	北海道、東北、名古屋、京都、大阪、九州、(広島)
旧制高校→文理学部	弘前、山形、茨城、埼玉、千葉、新潟、金沢、信州、富山、静岡、岡山、山口、愛媛、佐賀、熊本、鹿児島
旧師範学校→学芸学部	岩手、群馬、宇都宮、岐阜、鳥取、徳島、長崎
その他	東京医科歯科大学、琉球大学

注 北海道大学は、大学予科が母体であり、教養部は学内措置であった。  
 広島大学は文理大学であるが、新制下になって教養部を設けた。  
 新潟、金沢、岡山、熊本は、文理学部をもたずに、文系学部と理学部とに分離した。

### 2-1 旧帝国大学と教養部

第1のカテゴリーでは、東京大学の教養学部を除き、旧帝国大学は旧制高校（北海道大学は大学予科）を母体とした分校が学内措置の教養部となって一般教育を担っていた。新制度発足時に教養部も発足したのであった。それは、すでに旧制度下において総合大学化しており、新たに統合した旧制高校は4年制大学の前期課程を担当するのが適当とされ、そのまま教養部に転換することが容易だった。この点が、他の新制大学と大きく異なる。

組織の名称変更に近い形態の転換は、その組織に所属していた教員がそのまま新たな教養部の教員になることを意味していた。しかし、文部省（当時）は、旧制高校などの教員がそのまま教養部の教員になることを認めてはいなかったようである。たとえば、大阪大学では、1948年に新制大学の設置申請をした際に、「所謂一般教養部に属する教員をそれぞれ適当な学部に分属せしめること」という履行条件がつけられたが、大学としては「準備委員会で分属には困難がともなうゆえ、設置委員会が承認すれば既定方針で行くことに決定した旨報告があり、一般教養部を分けることは大学の予科的存在となり、新制大学の理想とは異なるけれども、一応独立の部として試行し、様子を見て決定してはどうかという提案あり、これまた全会一致の賛成を得たのである。」（大阪大学、1983、p. 669）という状況であったことが記されている。

分属しなかったもう1つの理由としては、新制大学発足とともに旧制度下の教育機関も存続していたことがあげられる。たとえば、東北大学では、旧制度下における第二高等学校、仙台工業専門学校、宮城県女子専門学校、宮城師範学校が、それぞれ第一から第三教養部と教育教養部となって一般教育を開始した。しかし、他方で、第二高等学校、仙台工業専門学校、宮城県女子専門学校には旧制の学生も残っており、そのため、「すべての人が同時に切替にはならず、初年度に新制東北大学の専任教官に任せられたのは四二名であり、他はもとの官職のままで教養部教官を兼ね、翌年四月、教養部の専任教官に切替えられた。」という（東北大学、1969、p. 1344）。翌年の1950年の教養部教員77名を前所属別にみれ

ば、第二高等学校 37 名、仙台工業専門学校 11 名、宮城県女子専門学校 12 名、東北大学 6 名、その他 11 名となっており、ほとんどが教養部に統合された旧制機関に所属していた教員から構成されていることがわかる（東北大学、1969、p. 1347-1348）。

名古屋大学でも、教養部を構成した専任教員は、第八高等学校、名古屋経済専門学校、岡崎高等師範学校からの移籍であり、兼任教員も 53 名中 47 名が上記 3 校からの移籍者であった（名古屋大学、1989、p. 217）。

しかし、これは、旧制度の教育機関と新制度の教養部との併存という条件に加えて、旧帝大とそれ以外の旧制高等教育機関の格差が、新制大学内の学部と教養部との格差に連動したというケースもありうるようだ。名古屋大学の事例によれば、「教養部教官は、全員旧制大学より「下」の機関と考えられた高等教育機関三校の教員であり、旧制名古屋大学の教員が教養部に配置されることは問題にならなかった。」のであり（名古屋大学、1989、p. 216）、それらの旧制の教育機関が「全廃された際は、一年間の条件付で教養部に移され、翌年は講義免除の条件で半年の延長が認められ、再延長の時には事前に辞表を預かる措置をとられた教官もあった。」という（名古屋大学、1989、p. 217）。

旧制度の機関に対する視線と教員への処遇は、そのまま新制度下の教養部一学部ではない部局という位置付けに端的にあらわれているように一と学部との格差として引き継がれたのである。

北海道大学の場合は、北大方式と自負されているように、教養部は設置されても一般教育担当の教員は各学部にも所属する方式をとり、「教養科諸学課の教官を教授会の正会員とすること」とされた。しかし、その一般教育担当の教員の「詮衡には厳選方針」がとられ、厳選されたのは旧予科の教員であった（北海道大学、1980、pp. 80-81.）。予科の教員は、大学教員と同等とみなされていなかったことが明らかにみてとれる。

## 2-2 旧制高校と文理学部

第 2 のカテゴリーに属するのは旧帝国大学と統合しなかった旧制高校であり、それらは、ほとんどが文理学部となって一般教育を担当した。文理学部をもったのは 14 大学、文系学部と理学部とに分化したのが新潟、金沢、岡山、熊本大学の 4 大学である<sup>2)</sup>（図表 3-1 参照）。

これらの大学では、一般教育を担当する文理学部とそれ以外との学部間の格差はとくには問題にはならなかった。それよりもむしろ、文理学部にとって問題であったのは、文理学部の専門教育以外に、全学の一般教育を担当し、それに加えて教育学部の専門教育を担当するという三重の役割が過重負担になっていたことである。こうした役割を成文化したのが 1951 年に文部省から出された「文理学部運営要領」であるが、この規定にも関わらず専門教育と一般教育と負荷や、それに専門教育にも文系と理系との志向性の違いがあるために、文理学部という組織そのものが機構上難点を抱えているとあってよく、やがて表面化する改組への芽を内包していたのであった。

1953 年の大蔵省から文部省に対して、文理学部の性格の曖昧さを理由とした文理学部廃止の申し入れがあったことは、文理学部改組の芽に水を注いで育てることになって、この後、文理学部長会議が結成され、各大学の文理学部問題の情報交換と検討が重ねられた。国立大学協会や日本学術会議でも議論の対象となり、やがて改組が本格的に始動していく<sup>3)</sup>。

この時期、文理学部が担っていた一般教育は、文理学部内の特定の教員によって担われていたというよりは、文理学部の全教員、場合によっては他学部の教員の応援も得て行われていたようである。たとえば、高知大学の場合、「当初から「一般教育と専門教育の一体的運営」だったから文理学部の教官組織にも一般と専門の区別はなかった。それができはじめたのは昭和三十九年二月の「国立学校の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令」の施行以降である。」(高知大学、1982、pp. 298) とあるし、山口大学では「一般教養課程は、1966年(昭和41)4月教養部が設置されるまでは旧制高校を母体として発足した文理学部が担当し、その授業は文理学部、教育学部、経済学部の教官によって行われた。」(山口大学、1982、pp. 103)、鹿児島大学でも「教官を文理学部所属と一般教養部所属とに分けたのは、多分に形式的なものであり、実際には文理学部所属の教官も一般教養部所属の教官もともに一般教養課程と専門課程を担当した。しかしたとえ形式的であったとはいえ、教官を二つの組織に分けたことは、後に文理学部改組にあたって摩擦を少なくすることに役立つことになる」(鹿児島大学、2000、p. 18) といった記述から、文理学部の全教員が一般教育にあたっていた実態をうかがうことができる。

### 2-3 学芸学部と一般教育部

第3のカテゴリーである旧制高校をもたなかった大学は、旧師範系機関を母体とする学芸学部が一般教育の担当部局となった。旧制大学も旧制高校もない地方国立大学は、おのずからその規模は小さく、学部数も少なかった。学芸学部は、通常、教員養成の課程とリベラル・アーツ的な課程の両方をもっており、そのうえ、全学の一般教育を行うことはやはり過重負担であった。とくに、長らく中等教育機関として位置付けられてきた師範学校であり、教員に十分な陣容をそろえられなかったという問題も抱えていた。たとえば、宇都宮大学では新制大学への移行にあたって「文部省に提出された教授、助教授候補者はそれぞれ20名、計40名であったが、大学設置委員会の審査に合格したものは両者あわせて30名であった」。それに続いて「75%の合格率は、全国平均の57.1%より高く」(宇都宮大学、1990、p. 185) とあるから、旧師範学校の教員が新制大学下の教員に移行することが困難であったことが、全国的な状況であったことがわかる。

こうしたなかで、一般教育担当の教員は形式上取り決められていたが、どの教員も専門教育と一般教育のどちらも担当していたようである。「(旧専門学校から教養課程担当者として配置された)これらの教官と、岩手師範学校、岩手青年師範学校のうち教養課程担当を主とするとされた教官が教養課程担当の中心となった。・・・もとより教養課程の運営主体は学芸学部であり、大学設立に当たり教養課程担当として文部省に申請されたいわゆる教養教官も学芸学部の構成員であり、それゆえ逆に教養教官以外の学芸学部教官も教養科目を順次担当した。」(岩手大学、2000、p. 83)、また「小規模の本学は学芸学部を一般教育の担当部局とし、当該学部教官の多くが専門科目と兼担していた。」(三重大学、1999、p. 5) という記述がそれを教えてくれる。

とはいえ、他学部からすれば、「教養課程の教育運営の問題が、農、工学部から問題として提起され(昭和27.6.26評議会)、教養課程の教育をもっと責任ある体制で、独立して自主的に運営してもらいた旨の要望がなされた。」(岩手大学、2000、p. 92) とあるように、学芸学部外から教養部独立を要望する声があったようである。この岩手大学の例でいえば、全学共通の一般教育を担当する教養課程であるの

に学芸学部の中であって、予算や建物の使用などが、学芸学部の一存で決まっていることに対する不満や批判が根源にあったようだ。それとともに、学芸学部の一部としてではなく、全学的に教養課程の責任体制を明確にして教育にあたってほしいという要望があったことも確かである。結果的には、こうした要望に従う形となって、1954年には学内措置で学芸内部内に一般教育部を設置して主事をおき、32名の所属教員をもって独立運営となった。一般教育主事は学芸学部長と同格であるが、教員は一般教育部教授会と学芸学部教授会の両方に出席することが要請されていた。

これと同様に、学内措置で一般教育部を設けていた大学に宇都宮大学がある。宇都宮大学では1952年から、一般教育についての本格的な検討がはじまっている。同年に、学長の下に一般教育委員会がつけられたが、委員会は常置機関ではないために運営が困難であるということで、1954年には一般教育部として組織化されることになった。

徳島大学でも、独立した教養部の設置をめざして、1959年に「徳島大学機構改善要綱案」、1961年には「教養部設置要綱案」と具体化されて概算要求をおこなっている。

学芸学部が一般教育を担当していた大学のうち、教養部を独立させたのは岩手、群馬、宇都宮、岐阜、鳥取、徳島の6大学であるが、教養部が法制化される以前から学内措置としての一般教育部を設置したり、それにむけての概算要求をおこなっているのである（徳島大学、2000、pp. 62-63）。

これらの大学のいくつかについては、1960年代半ばの経済成長期による工学部の増設による学生定員増が、一般教育部の教員定員の必要となって、それが結果的に、教養部の分離独立に弾みをつけていったという時代状況が影響している。他方、教養部が学芸学部から分離独立しようとしているのと時期を同じくして、学芸学部は教員養成に特化すべきとして、1966年の国立学校設置法の改正により、学芸学部は一斉に教育学部と名称を変更した。しかし、教養部を独立できなかった教育学部は、引き続いて一般教育を担当せねばならなかった。

民主化の旗手のようにいわれて新制大学に導入された一般教育であるが、専門教育しか行ってこなかったうえに、新制度下の組織編成も専門教育を行う学部が中心であった旧制度下の大学には、一般教育の根付く場がなかったのだといってよい。新制のもとの教育がスタートしてわずか数年のうちに一般教育の座りごちの悪さは、どのようなタイプの大学にとっても問題となって、それぞれの方式で解決策を見出そうとした。旧帝大の教養部、文理学部の改組、学芸学部の一般教育部がそれである。いずれも、一般教育を行う組織を学部と独立させて、そこに責任と権限を与えて一般教育を建て直そうとする点に共通性がある。こうしてみれば、1963年の教養部の法制化は、制度が先にあつて各大学が従つたというよりは、学内措置で動いていた組織を官制化したものとみることができる。とりあえず、一般教育担当の部局ができ、一定の権利と権限を付与されたことで、望まれていた責任体制の確立という目標は達せられた。

ところで、それまでは、文理学部においても学芸学部においても、書類上はともかく実際のところ教員は一般教育と専門教育のどちらも担当するケースが多かったが、教養部の法制化によって一般教育のみを担当する教員が、名実ともに誕生することになるのである。そして、これが、次の問題を生じせしめる原因になっていくのである。

### 3. 教養部の設置—責任体制の確立と新たな格差

教養部の法制化にともなって教養部を設置した国立大学は、63年の名古屋、京都、大阪、九州の4大学を皮切りに、68年の宇都宮、愛媛の2大学を最後として、全部で33大学であった<sup>4)</sup>。このうち、すでに学内措置で教養部をもっていた大学が8大学、文理学部改組によるもの14大学<sup>5)</sup>、学芸学部改組によるもの7大学、その他4大学である。

教養部の法制化にあたっては、国立大学協会による『大学における一般教育について』(1962)に述べられているように、「一般教育等の教育課程を編成しその実施を管理し一般教育の改善と徹底を期するための責任と自主性をもつ機関—その置かれている事情と条件にしたがって、形態や程度は同じではないとしても—の確立が強く要望される。」(国立大学一般教育担当部局協議会、1976、p. 16)という報告が大きな意味をもったのであるが、それはすべての国立大学に共通した要望であったようにはみられない。

実際には、教養部法制化以前の一般教育を行っていた組織の違いによって、教養部法制化に対するスタンスも異なっているのであり、それを前節で提示した3つのカテゴリー、すなわち学内措置で教養部をもっていた大学、文理学部改組によるもの、学芸学部によるものについてそれぞれ検討しよう。

#### 3-1 学内措置教養部の法制化

すでに学内措置として教養部を設置していた旧帝大系を中心とする大学では、教養部を法制化することで学部との格差を埋めようとする強い希望があった。「昭和三十四(一九五九)年九月の国立大学協会において、岡山大学、金沢大学、新潟大学から教養部官制化の強い希望が出され、十月の七大学教養部長会議においても、東北大学の議題提示をもとに議論された。名古屋大学は『教養部を制度的に確立して学部と同格にして貰いたい。』と発言しており、議長は『独立部局になることについては積極的な意見をもたれる大学が多い。分校という呼び名はやめて教養部とし、学部と同じような内容を・・・』と、この議事をまとめている。」(名古屋大学、1989、p. 251)という記述は、それを明確に示している。

こうした要望が出されるに至った背景には、教養部が劣悪な教育・環境条件におかれていたことがある。名古屋大学の場合では「学部だと・・・文科系で教授三十二万五千元、助教授が十七万円。・・・理科系になると教授百二十三万円、助教授でさえ七十五万円になる。それが、教養部となると、教授でも文科系が十三万五千元、理科系四十四万七千元。とても学部助教授諸君の足元にもよれない。」(名古屋大学、1989、p. 250)といった状況が記されている。こうした物質的な条件格差に加えて、「ごく最近のことだ。全学教授が顔をそろえた席上で、『大学ではねえー、こんな風にやっとなるんだが、教養の方はどうだね。』と、・・・教養部の教授たちは、さぞくちびるをかみしめたことだろう。」(名古屋大学、1989、p. 251)というような、条件格差を身分格差とみなすような日常が教員間には醸成されていたようだ。

そして、教養部法制化にむけての行動は1961年の七大学教養部長会議の決定事項となって申し入れがなされ、1962年には教養部法制化の概算要求が、名古屋、京都、大阪、九州の4大学について認められたのであった。帝国大学や官立大学と統合した旧制高校の悲哀は、たとえ学部にならなくても学内措置から法制化されることで解消されると考えられたのであろう。

### 3-2 文理学部改組による教養部設立

数の上では文理学部改組によって教養部が設立された大学がもっとも多い。文理学部では一般教育と専門教育を同時に行い、そのうえ教育学部の専門教育も担当するという課せられた役割があったために、もっとも問題が集中した学部であった。これら3重の役割をそれぞれに切り離して専門教育に特化することが文理学部改組の主たる目的であり、教養部はいわばそれから副産物的に生まれたものである。

文理学部が文系と理系との専門教育を行う学部に分離すること、教員養成の専門科目を教育学部の役割とすることで、専門教育の役割分担は明確になるが、そこでも一般教育をどのような組織で行うことが望ましいかについては明快な結論がなかった。だからといって、教養部という学部にならない組織で行うことは、それぞれの大学にとって必ずしも望んだ選択肢ではなかった。教養部として法制化されることで教員の所属も固定化し、それが教員間の身分格差問題になることは、学内措置で教養部をおいていた旧帝大系の国立大学の状況からも容易に予測できたからである。

たとえば、茨城大学では、64年度から、経済学部と理学部、文学科の実質を保証する教養学部という3学部構想による概算要求を提出している。その理由について、「教養学部案は、一般教育のみの教官組織は、なんとしても避け、一般教育担当の教官にも専門の授業をもつ機会を与える組織を作りたいとする考え方に基づいていた。」と記されている(茨城大学、2000、p.15)。

山口大学でも、63年の全国文理学部長会議において文部省側から教養部設置と文理学部改組の方針が明確に示されたにも関わらず、「(文理学)部内では、積極的に教養部設置の方向がでることはなく、もっぱら学部改組問題として議論され、理学部と教養学部案、教養学部案、専門学部と教養学部案がでたが、本学にはすでに経済学部があって文学科の学部構想がたてがたく、改組案作づくりは難行した。」(山口大学、1982、p.149)とある。

文理学部改組にあたって教養学部と教養部を設置した埼玉大学では、人文系教員を中心に教養学部、社会系は経済学部を、理学系は63年に新設された工学部と合併して理工学部とし、そのうち教養学部が一般教育を統括する部局とする最終案が取りまとめられた。文部省によっておおむね了承されたその案は、「(64年)11月後半には、一般教育を教養学部から分離したほうが大蔵省で通りやすいと、文部省から大学に伝えられ、12月に入ると他大学への影響もあり、教養課程の担当を教養学部から切り離すとする大蔵省の意向が示された」。その後、12月も押し詰まって、「将来学生が2倍以上に増えると前期の一般教育だけで大きな教室、教授陣が必要となり、教養学部があいまいになるおそれがあるので、前期一般教育は新しく教養部を作り、教養学部は他学部と同じく完全に専門学部とする方がよいと」(埼玉大学、1999、p.746)文部省から指摘されて教養部ができることとなったという。

このように大学側は学部化をめざし、文部省側は教養部設置を半ば強制的に推し進めたという構図があったことがみてとれるが、文部省が教養部にこだわったのは、埼玉大学の例にもみられるように大学進学者の急増をどのようにして吸収するかという課題があったからである。

しかし、大学の教員にとって、専門教育を担当できないこと、教員1人あたりの学生数が学部よりも多いこと、予算積算の区分が学部と異なること、人事権などにおいて学部に従属する場合があることといった条件をもつ教養部は、積極的に移管したい場所ではなかった。改組にともなう教員配置が困難な大学が多かったことは、多くの大学史に記述されているとおりである。

### 3-3 学芸学部の教養部改組

学芸学部から教養部を独立させた大学は、学芸学部をもつ大学の中でも少数派である。その経緯については、すでにみたように教養部の法制化以前から学内措置で一般教育部などの独立組織をおいていたところである。それらの大学が法制化にどのようなスタンスであったのかは明確にはわからないが、少なくともそれに反対した様子はみられない。すでに学内措置で一般教育を別組織としている以上、それが法制化されることに対してデメリットは何もないはずだからである。

では、それ以外の学芸学部をもっていた大学は、教養部の法制化に対してはどのようなスタンスであったのだろうか。

1952 年から全学的な一般教育委員会を設けていた三重大学では、1968 年に教養部設置問題を検討するための「一般教育検討委員会」が設置され、教養部の設置の可否について議論された。その背後には、工学部が新設される見通しがあり、それ以外に県立 2 大学が統合されることが決定し、大幅に増加する入学者に対する一般教育をどのように行うかという切実な問題があった。委員会としては、同年に教養部として独立させることが良いとの結論に達し、文部省にもその旨、伝達されたが、その委員会の解散後に新たに設置された「教養課程あり方検討委員会」では、一転して教養部を設置すべきでないとの中間報告を、翌 69 年に発表している。その「理由は、教養部は全学対象の多人数教育で担当時間数は多いが専門科目の担当は無く、研究費等の研究条件も低下する虞があり、いわゆる一般教育の「崇高な理念と劣悪な現実」の矛盾を抱え込むことで、学内の差別的な二種類の教育を作るべきでは無いということであった。」(三重大学、1999、p. 517)といわれている。さらに、大学紛争問題解決を目指して 69 年に設置された「大学問題検討準備委員会」でも、教養学部・教養部には多くの難点があり本学では設置すべきではないとの結論に達している。

このように、学内をあげて教養部を設置しないことを積極的に取り決めた大学はおそらく珍しい例に属すると思われる。というのは、学芸学部をもつ大学の多くは、教養部を独立させるだけの余力をもたなかったのである。たとえば、滋賀大学では、経済学部と学芸学部の 2 学部で発足し、一般教育もその 2 学部で担当していた。1963 年の教養部法制化の後もその状況に変化はなく、両学部で全学的な一般教育を担当していたが、教養部をもたない大学には一般教育委員会を設置しそこに主事を置くという決定が出されるなかで、1972 年には学長から文部省に一般教育を両学部別々に実施することが願い出されて、それが承認されたという事実が記されている(滋賀大学、1989、p. 103)。それ以前には、1951 年に学芸学部に一般教育部を設置することの是非が論じられたが、経済学部から専門科目が足りなくなるという心配の声が出て、取りやめになったという経緯もある(滋賀大学、1989、p. 96)。これらから、一般教育部として独立することで、肝心の専門科目の組織が小さくなることが心配されるほどの規模であり、教養部の独立は論外であったものと推察される。

このようにして教養部は法制化され一般教育の責任体制は確立されたものの、それは一般教育問題を解決することにはならなかった。というのは、文理学部改組と絡んで教養部を設立した大学が懸念したように、法制化された教養部が新たな差別化の温床となったからである。折しも、当時の学生紛争の多くが教養部を拠点としていたことも、あたかも教養部が大学の病巣であるかのような印象を与える結果



となった。

国立大学協会は、法制化からわずか4年後の1967年に教養課程に関する特別委員会を設け、教養課程を検討の対象とした。2年後に出された報告書には、「わが国の大学では、前期(2ヵ年)を教養課程として一般教育の期間とし、後期(2ヵ年)を専門教育に当てることが、何時の間にか原則となってしまう。・・・新制大学の発足当初、一般教育の中心は新たに大学に組み入れられた旧制高等学校であった。これらの事情から、時に、一般教育は専門教育よりも程度の低いものとされ、本来の大学教育ではないといった観念から、全学的な理解や協力がえられなかったとも考えられるのである。教養課程と専門教育課程とを制度上画然と区分することは、本来、必ずしも必要ではなかった。両者を峻別することによって、上述の如き好ましくない傾向をかえって助長するばかりではなく、大学における教養教育の方向を誤らしめる恐れもあるのである。」とあるように、一般教育が導入当初から大学にとってお荷物だとみなされていたことが示されている。

そして、教員組織についても、「一般教育担当教員の問題については、検討すべき多くのものが残されている。アメリカの大学では、必ずしも、一般教育に専任教員を置く制度はとっていない。・・・また、ヨーロッパの大学にあっては、教養教育のために特に専任の教員は置いていない。大学教員は、本来それぞれの専門分野における優れた研究業績と教育上の経験に基づいて、教員としての資格を認められているのであるから、特に一般・専門の間に区別や格差を設けない方がむしろ当然であるといえよう。しかし、専任教員制は、過去20年間に一部定着しているところもあり、・・・原則として、「大学の全教員が教養教育と専門教育の両者に対して責任をもち、授業を担当するものとして、教員の間に一切の差別は認めない」ものとするが、同時に何らかの経過措置、もしくは特例を設ける必要があると思われる。」

(国立大学一般教育担当部局協議会、1976、pp.22-23)と、教養部制が制度上変則であることを認め、一般教育の専任教員制が欠陥をもつことを指摘している。責任体制の確立のための教養部の法制化は、実現後すぐに問題扱いされたのであった。そして、このあたりを端緒に、一般教育をめぐる議論は、教養部解体論へむけて進んでいく。

#### 4. 一般教育の改革—カリキュラム編成から一般教育主事の法制化まで

しかし、教養部の解体は一直線に進んだわけではなかった。1968年から69年を頂点とする大学紛争は、わが国の大学のあり方の再検討・改革を迫ることになった。一般教育問題や教養部問題もその一環として改革論議の対象になったのであった。改革はさまざまなレベルにわたるが、この時期の教養教育に関する改革の大きな特徴はカリキュラム面での改革に力が入れたことである。そして、それと合せて、教養部の改組、教養部をもたなかった大学の一般教育担当の責任体制の確立が進んだことに特徴を見出すことができる。

##### 4-1 カリキュラム面での改革

カリキュラム面での改革は、大学紛争とも絡んで一般教育と専門教育との一体化のもとに両者を弾力的に運用するための規定の改訂にみることができる。大学のカリキュラムを規定している大学設置基準では、従来、人文・社会・自然の3系列について3科目以上、全体として12科目以上の授業の開設が科

目の例示をもって規定され、卒業要件も 3 系列各 3 科目以上 12 単位、合計 36 単位の履修となっていたが、1970 年の改訂では科目の例示が取りやめられ、卒業要件も 3 分野にわたり 36 単位以上規定されるだけとなった。これによって 3 分野均等主義は弾力化され、また、総合科目の開設・履修が容易になった。そのうえ、従来の例外措置である 8 単位までを基礎教育科目で代替できるという規定に対して、12 単位までを外国語、基礎教育科目、専門教育科目によって代替できることとし、例外措置の範囲を拡大した。

こうした改訂にしたがって、総合科目を取り入れた大学は 2 年後の 1972 年で 30.3%、一般教育セミナーを開設している大学が 24.2%であり、一般教育と専門教育との単位の振替を行っている大学は 31.8%となった。また、1 年次学生に対して専門教育の単位となる授業を行う大学が 59.1%、上級学生のための一般教育の授業を行う大学が 24.2%であった。しかし、一般教育と専門教育との区別を実質上廃止し、両者を区別することなく総合的に単位を取得させているが、形式上、大学卒業に必要な単位をそろえるために両者を分類する方法を採っている大学は、わずか 1.7%、部分的に採っている大学も 8.6%でしかなく、実に 89.7%がそのようなやり方は採っていないという（国立大学協会、1972、pp. 33-35）。これらの数字をみるかぎり、総合科目、一般教育セミナーなどの一般教育を効果的に行うための工夫を行う大学も、楔型カリキュラムを取り入れて一般教育と専門教育との有機的統合を図ろうとする大学も急激に増加したわけではなく、大学紛争後の改革論議は一般教育のカリキュラム編成に直結したわけではなかった。

#### 4-2 教養部組織の改組

1970 年代半ばになると、すでに教養部を設置していた大学においていくつかの組織改革が行われ、それはその後の教養部改革の 1 つのモデルとなった。広島大学の総合科学部（1974 年設立）や岩手大学の人文社会科学部（1977 年設立）などの教養部をもとにした新学部の設置、名古屋大学語学センター（1974 年設立）、その更なる発展型として総合言語センター（1979 年設立）・総合保健体育科学センター（1975 年設立）、大阪大学言語文化部（1974 年設立）、九州大学健康科学センター（1978 年設立）などの教養部をもとにし、かつ、教養部とは別組織のセンター類の設置が、それである。

前者は、一般教育担当の教員が学部より一段低く見られている教養部に所属していることによる格差の解消とともに、総合科目の設置や 4 年一貫カリキュラムの編成などカリキュラム面での改革を実施しようとする試みであった。広島大学の場合は、新学部になることで教員数は 133 名から 202 名に増員、職員数も 40 名から 97 名に増員、学生定員 120 名と規模の拡大をとげ、かつ、学部になって博士課程講座として認定されたことで年間予算は 7,500 万円から 4 億強と大幅な上昇をみた。

岩手大学の場合は、農学部、工学部、学芸学部による小規模大学であるにもかかわらず、1954 年に学内措置で一般教育部の独立運営制をとり、1966 年に教員 28 名で教養部を独立させていたが、1960 年代半ばからの学生数の増加に対する教養部の負担増を背景として 1969 年頃から教養部を核とした教養学部ないし総合科学部構想が論じられていた。数度の概算要求を経てようやく 1977 年に人文社会科学部として発足する。教員数は、39 名から年次計画完成後には 89 名に増員することになり、学生定員は 200 名となった（国立大学協会、1979、pp. 18-49）。

広島大学も岩手大学も学部となることで、教員数の増加、予算規模の拡大がもたらされ、教養部時代の格差の一面は解消されたといえよう。ただ、あらかじめ予測されたことであったとはいえないものの、学部としての専門教育を行うとともに全学の一般教育を担当するという教育の二重構造をもつことは避けることはできず、それが新たな負担となるのであった。とはいえ、この2大学が教養部を学部化したことの影響力は大きく、多くの大学で教養部の学部化構想が論じられる契機となった。

その他のセンター等は、一般教育の範疇として実施が規定されている外国語と保健体育を担当する教員が教養部において一定数を占めていること、また、外国語教育が非効率であるという批判、保健体育教育と保健管理との担当教員が教養部と保健管理センターとに分かれて所属していることによる研究面での不合理性などを背景として、それぞれを専門とする教員を同一の組織に所属させることで教育研究の活性化を図ることを目的として行われた改革であった。

教養部のもつ問題点の解消を直接の目的としての改革ではなかったが、あとづけとしてみれば教養部改組の1つの形態を先取りしたものだとみることができよう。

#### 4-3 一般教育部主事の法制化

教養部が法制化されてまもなくの教養部解体論、他方で、教養部の先駆的な改組が行われるなかで、残された問題は教養部をもたない国立大学の一般教育の責任体制をどのように構築するかであった。1963年の教養部の法制化にともない、教養部をもつ大学は教養部長会議を構成することになったが、そうでない大学は、1975年に国立大学一般教育担当部局協議会の発足をみて、ようやく責任体制のあり方を共同で議論するに至った。

1976年の国立大学協会の調査によれば、教養部をもたない2学部以上の大学における一般教育の担当組織と責任体制の実態が明らかにされている。それを図表3-2にまとめれば、以下のようになる。

図表3-2 教養部をもたなかった2学部以上の大学の一般教養の体制

担当組織		大 学 名
一般教育担当学部	学部長・教授会	東京、広島、高知、福島、山梨
一般教育担当学部	学部内の委員会など	島根、秋田、福井、宮崎
一般教育担当学局	部局長	北海道、東京農工、三重、香川
分校	分校主事	一橋
学部が分担	一般教育委員会	東京教育、東京工業、お茶ノ水、横浜国立、大分
各学部	学部代表の委員会で調整	滋賀、京都工芸繊維、和歌山
一般と専門との区別なし	副学長	筑波

出典：国立大学一般教育担当部局協議会・一般教育責任体制調査検討特別委員会（1976）

『国立大学一般教育責任体制に関する調査検討報告書—一般教育部長・主事制を中心として—』国立大学協会。

これらの方式のうち一般教育部による方式、一般教育委員会による方式、担当学部内に一般教育委員会などを置く方式は、学内措置によって一般教育を行う組織形態をとっている点を共通にしており、その数は13機関に及んでおり少なくない。実施上は学内措置をとらざるを得ないのだが、学内措置であるがゆえに、一般教育の担当責任者の地位が制度的に保障されていないこと、一般教育関係業務を遂行する事務組織が整備されないこと、整備要求の対文部省折衝が停滞すること、学内措置が半永続的な措置として扱われ格差づけの根拠になることなどの障害が生じていることが指摘されている（国立大学一般

教育担当部局協議会、1976、pp. 33-42)。

そして、この障害の除去のためには、学内措置をやめて一般教育担当組織の責任体制の明確化が求められるようになるのである。それが、1977年の教養部をもたない2学部以上の大学に一般教育主事を置くことの法制化につながっていく。

主事制が発足して2年経過した段階での国立大学協会の調査によれば、「教養部を置かない大学では多くの場合、一般教育と専門教育とはいわゆる一体的運営がなされ、教養部を置く場合のような教員処遇の格差の問題がないことを長所としており」、そうしたなかで主事を法制化したことで「大学内において一般教育を論じ考える場と機会とを保障し、一般教育について関心と経験を継承発展させ、ひいては一般教育に関する研究活動の交流と集積を可能にすることに、大きな意義が認められる。」と評価は高い(国立大学協会、1979、p. 71)。

教養部をもたない2学部以上の大学においては、一般教育主事が法制化される以前から一般教育等定員に該当する教員を事実上の一般教育の専任とはせず、教員の間に区別を設けていないと回答している大学が23機関中14機関あり、教養部でいわれた教員間の格差はさほど表面化した問題にはなっていないようである(国立大学一般教育担当部局協議会、1976、p. 41)。

とすると、一般教育の問題は、やはり教養部をもつ大学に特化した問題であったということになる。この構造的な問題がどのようにして大学設置基準の大綱化、教養部の廃止に至ったのか、次にそれを検討しよう。

## 5. 大綱化までの改革構想—教養部の学部化をめざして

教養部の存在が一般教育担当教員と学部所属の専門教育担当教員との格差となっていることに対して、各大学はそれぞれに対処方法を模索している。学内の合意形成に至らなかった大学、文部省への概算要求を繰り返した大学さまざまあるが、1970年代から91年の大綱化までの20年間、教養部のありかたは多少なりともどの大学でも論じつづけられたといっていよう。

ちなみに、1990年国立大学協会の調査によれば、教養部をもつ大学のうち15大学が具体的な学部化構想をもっていることが示されており(国立大学協会、1991、p. 27)、学部化がいかに重要な課題であったかがわかる。こうしてみれば、大学設置基準の大綱化をもたらした力の1つが、こうした各大学の学内の動きであるとみることできるし、大綱化以降の改革には、実は20年に及ぶ前史があったとみることできる。そこで、どのようにして学部化構想が検討されていたのか、具体的事例からいくつかみることにしてしよう。

これまでのカテゴリーにならって、旧帝大系を母体にした教養部、文理学部をもとにした教養部、学芸学部をもとにした教養部に区別して検討しよう。

### 5-1 旧帝大系教養部の改革構想

北海道大学は北大方式と呼ばれる教員は各学部に所属している教養部をもっており、一面では教員の格差はさほど問題にならないと思われるが、1960年代末の大学紛争を経ると学内の論調は変化し、1974

年に出された報告書では「1. 教養課程教育に対する責任を負うと同時に研究組織をも有する独立部局を設置すること」と新学部創設が課題にあがっている。この「教養学部」には、教育機能を果たす組織として「教育系」を置き、研究組織としては六つの「研究系」を置くという。…研究系では、研究条件を専門課程と同じ水準に高めるため、学科目制ではなくて、やはり講座制を採用するという。…さらに、将来構想としては、大学院の設置も考えられている。」(北海道大学、1980、p.127)という。ただ、結果的には、新たな学部が新設されることはなかった。

名古屋大学では、すでに述べたように、1974年に語学センター、それを発展させた総合言語センターが1979年に設置され、また、1975年に総合保健体育科学センターの設置と、外国語と保健体育に関しては教養部から独立していた。それは、1972年に置かれた全学的な検討機関での議論の結実であり、さらに、1980年からは兼担講座を設置して教養部の教員を大学院の研究・教育に従事させることで、教養部の格差問題の解消が図られた。しかし、それで、教養部の組織そのものもつ問題点が解消されたわけではなく、最終的には教養部の学部化構想に至り、1984年には「新たに、日本学専攻・環境科学専攻・基礎科学専攻の三専攻および総合保健体育科学センターならびに総合言語センターを母体に構想される二専攻を加えた五専攻からなる総合学術研究科の設置を目的とした「学部・研究科構想」案をまとめあげた」(名古屋大学、1989、p.335)。この案は、1985年以降毎年概算要求として提出され、大綱化を経て情報文化学部などの設置に至るのである。

## 5-2 文理学部を母体とする教養部の改革

長崎大学は、教養部をもとに大綱化以降新学部を創設した大学であるが、すでに1970年に設置された委員会の報告において、教養部を廃止し、基礎科学部を設置することが提案されている。具体的な議論が始まるのは1989年、最終的に環境科学部として発足したのは1997年であり、長い年月を要しての改組であった。

その間、新教養学部から1991年には国際人文学部、さらに1994年の「学長より提起された「必ずしも『国際』を看板とせず、他大学に例のない文系・理系の接着剤となるキーワードを学部名とし、文・理両系が軽重なく参加してほしい」との要望が1月26日の教授会に諮られ、審議の結果、評議会でペンディングとなっている新文系学部構想を棚上げして「文理融合型」の新学部をテーマとした素案作りを指向する事」になり、1996年に正式な学部名称である環境科学部が決定するという経過がある(長崎大学、1999、pp.716-723)。とはいえ、大綱化よりもかなり以前から学部化構想が進んでいたことがわかる。

他方、1965年の文理学部改組による教養部の発足をみた弘前大学では、上記の長崎大学と同じ頃、1971年には「弘前大学問題研究委員会答申」において教養教育が学内でおざなりにされていることや教養部のもつ構造的な問題点が指摘されている。具体的な方策が練られはじめるのは1973年からで、1975年には「教養科目についての組織的研究ができ、教官の専門領域における研究も行うことができ、効果的な教養教育を実施するための」方策の1つとして「2、教養科目と専門科目とを一元化した新学部(総合文化部)組織とする」ことが提案されている。

さらに、詳細な検討が重ねられ、1979年から1990年まで4回にわたる改革案として報告されている。そのなかで、新学部は総合科学部として創設する方針が打ち出されていたが、途中、多様な学科目をも

つ教育学部との間で接点をもつ構想が検討されたり、人文学部からも改革に関する情報交換の要請があったりと、学内の合意を形成することはできないままであった。大綱化と相前後して、結局、教養部は廃止し、共通教育という名称が付与された一般教育は全学で担当することになったのである(弘前大学、1999、pp.136-140)。

山口大学でも、「1974年(昭和49)4月には、第4時の全学大学制度検討委員会の答申を受けて、西村三郎教養部長による新学部(教養科学部)創設の提案が概算要求に向けてなされたが、審議未了のまま中断された」(山口大学、1982、p.154)とある。

多くの大学が新学部創設について学内の議論を進めていても、学内の合意形成を得ることが容易ではなかったことがわかる。

### 5-3 学芸学部を母体とする教養部の改革

宇都宮大学では、1972年から教養部の改組を含む新学部構想が議論されているが、74年には全学一致に至らず、一度は議論は消滅する。再燃したのが79年であり、81年に教養部の改組と一般教育の拡充方針が明確にされた。この新3学部構想とよばれるものは、「教育学部、農学部、工学部に加えて、新たに人文科学系、社会科学系、基礎自然化学系の3学部を設立し、宇都宮大学を中規模総合大学として発展させようという将来構想である。まず、教養部を改組吸収する形で人文社会科学部を設け、この新学部を中心として、将来、新3学部が主体となって全学の一般教育を担当し、一般教育と専門教育との相即性と一体性を実現しようとしている点にある」(宇都宮大学、1990、p.833)。その後、具体的答申が出されるのは1989年の「総合科学部設置計画」であり、それまで数年の時間が必要であった。学芸学部を母体にして教養部を設置した数少ない大学のひとつであり、こうした学内の動きは1994年の国際学部の創設に結びついていくのである。

これらからみる限り、教養部の設置母体の違いが学部化構想の違いに明確に結びついているか否かの判断は困難である。しかし、同じように学部化構想があったとしても、結果的には、教養部や大学全体の規模が、教養部を学部独立させるだけの規模であるか否かは関連しているものと推測される。そのうえで、どの程度学内の合意形成ができたかが、大綱化以降の改組に影響しているのだろう。

## 6. 大綱化の帰結—教員の配属問題

1985年から87年にかけての3次にわたる臨時教育審議会の答申では、「学部教育における一般教育と専門教育の…教育研究組織の構成についてこれまでの枠組みにとらわれない個性的な設計を可能に」すべきであり、そのために「大学設置基準を…根本的に見直し、その大綱化、簡素化を図る」(文部省、1986、p.16)ことを答申し、その後に設置された大学審議会は、その問題を討議し、1991年には大学設置基準に規定されている一般教育と専門教育の区別を廃した。これは、一般教育を担当する教養部という組織の存在理由が失われることであり、教養部をもつ大学は何らかの改組を迫られることになった。93年から97年までの5年間に東京医科歯科大学を除いたすべての教養部が廃止された。図表3-3のように廃止の年度別に大学を並べてみれば、旧帝大系はすべて新学部ないし新研究科による改組をし、ま

た、早い時期に改組した大学ほど学部化していることは明白である。

図表 3-3 教養部改組と学部化の推移

年 度	
1992	京都、神戸
1993	東北、群馬、富山、名古屋、徳島
1994	宇都宮、千葉、新潟、大阪、岡山、九州
1995	埼玉、信州、静岡、鳥取
1996	山形、茨城、金沢、岐阜、山口、愛媛、佐賀
1997	弘前、長崎、熊本、鹿児島、琉球

注 \*太字は新学部ないし新研究科を創設した大学

改組の過程で問題になったのは、教養部所属教員をどのように配属するかであった。新学部ないし新研究科を創設した12機関以外は、既存学部をベースにした改組をもって教員を分属させたが、それが教員間のさまざまな利害がからんで容易ではなかったことは記憶に新しい。

### 6-1 教養部所属教員の配属

そこで、教養部の廃止によって教員はどの学部に配属されたのか、29大学すべてについて図表3-4からみてみよう。

図表3-4 教養部所属教員の配属と一般教育相当教科目担当比率

<旧帝国大学・分校>

大学名	部局名	分属比率*	一般教育 担当比率**	大学名	部局名	分属比率*	一般教育 担当比率**
東北大学	文	5.1	25.9	大阪大学	文	14.9	39.1
	教育	3.2	23.7		人間科学	7.9	51.0
	法	0.0	0.0		法	0.0	3.6
	経済	0.0	37.8		経済	1.0	7.1
	理	27.2	59.6		理	62.4	68.7
	医	2.5	20.5		医	0.0	8.3
	歯	0.0	0.0		歯	0.0	48.9
	薬	0.0	15.4		薬	0.0	31.0
	工	3.2	30.3		工	6.9	45.1
	農	3.2	28.4		基礎工	2.0	18.7
	言語文化	21.5	95.1		言語文化研究科	0.0	83.3
	国際文化研究科	15.2	63.6		国際公共政策研究科	5.0	45.0
	情報科学研究科	13.3	51.5		言語文化	0.0	94.8
	その他	5.7	15.8		健康体育	0.0	68.8
合計	100.0	31.8	その他	0.0	34.7		
名古屋大学	文	0.0	48.0	合計	100.0	40.6	
	教育	0.0	37.0	九州大学	文	6.8	22.9
	法	0.0	50.0		教育	0.0	4.2
	経済	1.3	51.9		法	3.4	15.6
	情報文化	64.6	98.5		経済	4.3	17.8
	理	17.7	35.0		理	27.4	36.1
	医	1.3	9.7		医	0.0	0.0
	工	5.1	29.4		歯	0.0	0.0
	農	1.3	40.0		歯薬	0.9	4.3
	総合保健体育	0.0	100.0		工	10.3	7.3
	言語文化	0.0	94.8		農	0.9	3.1
	国際開発研究科	0.0	29.2		比較社会文化研究科	0.0	90.7
	人間情報学研究科	8.9	100.0		数理学研究科	0.0	68.9
	その他	0.0	63.4		健康科学	3.4	68.2
合計	100.0	43.5	言語文化		0.0	100.0	
京都大学	総合人間	77.9	100.0	その他	42.7	7.4	
	文	0.0	10.9	合計	100.0	22.6	
	教育	0.0	37.0	注 *分属比率=教養部所属教員の配属部局別比率			
	法	0.0	7.2	**一般教育担当比率=各部局所属教員のうち一般教育相当			
	経済	0.0	7.0	教科目担当教員比率			
	理	0.0	11.5	太字部局名は新設			
	医	0.0	5.4	出展：国立大学協会（1995）『教養教育の改善に関する調査報告			
	薬	0.5	12.0	書』、それ以外は『全国大学職員録』該当年度より算出。			
	工	0.0	12.4				
	農	0.0	13.4				
	人間環境学研究科	0.0	93.9				
	その他	21.6	16.2				
	合計	100.0	20.3				

<官立大・旧制高校・文理学部>

大学名	部局名	分属比率*	一般教育 担当比率**
弘前大学	人文	51.2	
	教育	27.9	
	理工	14.0	
	医	0.0	
	農学生命科学	7.0	
	その他	0.0	
	合計	100.0	
信州大学	人文	24.7	
	教育	12.9	
	経済	15.3	
	理	15.3	
	医	0.0	
	工	15.3	
	農	8.2	
	繊維	8.2	
神戸大学	その他	4.7	
	合計	100.0	
	文	3.3	26.7
	国際文化研究科	55.3	100.0
	発達科学	18.0	55.5
	法	0.0	4.4
	経済	1.3	29.4
	経営	0.0	0.0
	理	15.3	100.0
	医	0.0	6.6
工	4.7	19.8	
農	2.0	9.4	
その他	0.0	75.0	
	合計	100.0	40.9

<官立大なし・旧制高校なし・文理学部>

大学名	部局名	分属比率*	一般教育 担当比率**
琉球大学	法文	64.7	
	教育	23.5	
	理	0.0	
	医	2.0	
	工	5.9	
	農	2.0	
	その他	2.0	
	合計	100.0	

<官立大なし・旧制高校・文理学部>

大学名	部局名	分属比率*	一般教育 担当比率**
山形大学	人文	55.6	
	教育	28.6	
	理	1.6	
	医	0.0	
	工農	3.2	
	その他	7.9	
	合計	100.0	
茨城大学	人文	55.6	
	教育	18.1	
	理	9.7	
	工	8.3	
	農	5.6	
	その他	2.8	
	合計	100.0	
埼玉大学	教養	47.5	
	教育	14.8	
	経済	16.4	
	理	9.8	
	工	4.9	
	その他	6.6	
	合計	100.0	
富山大学	人文	47.9	84.3
	教育	25.0	60.2
	経済	8.3	61.6
	理	12.5	53.8
	工	6.3	48.8
	その他	0.0	50.0
	合計	100.0	61.2
静岡大学	人文	18.9	
	教育	21.1	
	情報	25.3	
	理	12.6	
	工	11.6	
	農	3.2	
	その他	7.4	
	合計	100.0	
山口大学	人文	18.2	
	教育	23.4	
	経済	13.0	
	理	15.6	
	医	2.6	
	工	16.9	
	農	3.9	
	その他	6.5	
	合計	100.0	
愛媛大学	法文	45.9	
	教育	13.5	
	理	17.6	
	医	0.0	
	工	8.1	
	農	5.4	
	その他	9.5	
	合計	100.0	
佐賀大学	文化教育	55.6	
	経済	4.4	
	理工	15.6	
	農	13.3	
	その他	11.1	
	合計	100.0	
鹿児島大学	法文	39.3	
	教育	22.5	
	理	27.0	
	医	4.5	
	歯	0.0	
	工	1.1	
	農	2.2	
	水産	0.0	
	その他	3.4	
		合計	100.0



## &lt;官立大・旧制高校・複数学部&gt;

大学名	部局名	分属比率*	一般教育 担当比率**
新潟大学	文	27.8	75.3
	教育	15.6	33.1
	法	11.1	68.0
	経済	12.2	47.7
	理	22.2	78.8
	医	0.0	33.3
	歯	0.0	57.6
	工	8.9	31.7
	農	2.2	48.1
	その他	0.0	53.8
合計	100.0	49.6	
金沢大学	文	19.0	
	教育	3.8	
	法	16.5	
	経済	11.4	
	理	8.9	
	医	2.5	
	薬	3.8	
	工	17.7	
	外国語研究センター	10.1	
	その他	6.3	
合計	100.0		
岡山大学	文	28.0	
	教育	12.0	
	法	4.0	
	経済	2.0	
	理	15.0	
	医	0.0	
	歯	0.0	
	薬	0.0	
	工	0.0	
	環境理工	24.0	
農	1.0		
その他	15.0		
合計	100.0		
熊本大学	文	36.1	
	教育	16.7	
	法	12.5	
	理	27.8	
	医	0.0	
	薬	0.0	
	工	0.0	
	その他	6.9	
	合計	100.0	

## &lt;官立大・旧制高校なし・学芸学部&gt;

大学名	部局名	分属比率*	一般教育 担当比率**
群馬大学	教育	29.4	21.3
	社会情報	45.1	93.9
	医	2.0	3.8
	工	23.5	11.0
	その他	0.0	42.9
	合計	100.0	21.6
千葉大学	文	21.1	84.9
	教育	15.6	30.3
	法経	11.0	47.1
	理	30.3	48.8
	医	0.0	18.8
	薬	1.8	20.6
	看護	0.0	44.8
	工	4.6	22.4
	園芸	4.6	20.3
	外国語センター	10.1	100.0
その他	0.9	53.8	
合計	100.0	36.9	
鳥取大学	教育	52.9	
	医	3.9	
	工	21.6	
	農	9.8	
	その他	11.8	
	合計	100.0	
徳島大学	総合科学	100.0	87.8
	医	0.0	43.3
	歯	0.0	61.8
	薬	0.0	13.8
	工	0.0	24.8
	その他	0.0	44.4
合計	100.0	50.6	
長崎大学	教育	25.0	
	経済	6.3	
	医	0.0	
	歯	0.0	
	薬	0.0	
	工	12.5	
環境科学	環境科学	45.3	
	水産	3.1	
	その他	7.8	
	合計	100.0	

## &lt;官立大・旧制高校なし・学芸学部&gt;

大学名	部局名	分属比率*	一般教育 担当比率**
宇都宮大学	国際学部	57.1	
	教育	14.3	
	工	12.2	
	農	4.1	
	その他	12.2	
	合計	100.0	
岐阜大学	教育	19.7	
	地域科学	41.0	
	医	0.0	
	工	21.3	
	農	8.2	
	その他	9.8	
合計	100.0		

これは、1991年以降に法制化した教養部を廃止した29大学について教養部所属教員が、どの学部配属されたかを、国立大学協会の資料と全国大学一覧とから個別大学ごとにまとめたものである。これをみると、新学部が創設された大学ではそこへの配属が多いものの、そうでない大学で教養部を廃止した大学のうち、文理学部を母体にして教養部を設立した大学では、文学部、人文学部、法文学部など文理学部から分かれた学部の文系学部に分属した教員がもっとも多く、学芸学部から教養部を設立した大学では、学芸学部から分かれた教育学部へ分属した比率が高い傾向を読み取ることができる。すなわち、教養部が廃止されたことによって、教養部に所属していた教員は、教養部を生み出す母体となった学部へ回帰する傾向が強いのである。もちろん、教養部が法制化されてから20余年を経ており教員の世代交代は進んでいるが、教員の専門性からくる分属の場はおのずから元の古巣にもどる結果となっているのである。

興味深いのは、元の古巣の1つに相当する理学部への分属比率が小さいことである。これは、旧教養部が外国語担当教員を多く抱え文科系の教員が多かったことによるものである。

ともあれ、旧制度からの改革から半世紀、教養部の法制化から20余年と経て、教養部はそれを生み出した組織に吸収されることによって幕を閉じたのである。

## 6-2 新教養教育担当者の所属学部

教養部の格差問題の根源は、所属教員が一般教育しか担当できないというものであった。逆にいえば、学部所属の教員は一般教育を担当しなくてすんでいたのである。大綱化以降の改組によって、多くの大学は全学出動体制により誰もが一般教育相当の教科目を担当する仕組みを採用した。その結果、どの教員も一般教育相当の教科目を担当するようになったのだろうか。これについては、教養部所属教員が分属したのちの新体制下において、一般教育相当の教科目を担当している教員が各学部どの程度の比率を占めているかをみることから検討しよう。

前出の図表3-4の一般教育担当比率はそれを示した数字であるが、確かにどの学部でも一般教育相当の教科目の担当教員を輩出しているが、押しなべて新たに設置された学部や研究科では一般教育担当比率が高く、次いで、教養部所属教員が分属していった文系学部の担当比率が高い傾向がみられる。全学出動体制がとられてもある学部一般教育の担当の負担がかかっていることは否めない。

それはある部分、一般教育相当の教科目の種類によるのであるが、その先にある問題は、その一般教育相当の科目は、教養部所属教員が担当しているか否かということである。旧教養部に所属していたがゆえに、新学部でも一般教育相当の教科目を担当させられるという風説は耳にすることは多いが、図表3-4からそれを検討することはできない。ただ、1999年に実施された調査では、教養部に所属していた教員のうち75.0%が一般教育相当の教科目を担当していたのに対し、教養部に所属経験のない教員では、その比率は31.8%にとどまるという結果が示されており(冠野文、2001、p.73)、教養部に所属していたことによって、他学部に分属になった後も一般教育相当の教科目を担当している可能性を否定できない結果としてみるることができる。

教養部に所属していたという事実を排除した条件下で、一般教育相当が全学の教員に担当されるようになるには世代交代をまつことが必要かもしれない。

## 7. もうひとつの問題—一般教育の行方

旧制度下の高等教育機関を再編統合して出発した新制大学、そこに新たに盛り込まれた一般教育、これがその後半世紀にわたる問題の火種となるとは当初予想されただろうか。一般教育を行う組織が旧制度下における機関の格差構造を引きずっていたことが、後の教員間の格差の問題の端緒であった。

一般教育というものが認知されないなかで、それを担当する教員や組織の責任体制の明確化のための努力が教養部の法制化であったが、それが逆に、格差を明確にすることになった。したがって、教養部の廃止を招来するその後の改革の道のりは、大学自身があるいは教員自身が選びとったものだといってよい。大綱化から10年、教員間の格差はすべて解消したとはいえないが、少なくともあからさまな格差がなくなったことは評価されよう。

そして、本稿では組織構造に問題に焦点をあてて一般教育を論じたために、あえて触れてこなかったが、専門教育と対比したときの一般教育や教養教育のカリキュラム編成や内容をどのように考えるかという問題を議論の外に置くことはできない。そもそもわが国の大学が専門教育のみを行う場であったところに、加えて一般教育も行うことが唐突に規定されたために、一般教育は大学の中になかなか定着しなかった。そのことは、組織構造が問題をはらんできたことと密接に関わっている。一般教育に対する認知度が低いことは、50年を経ても大きく変わってはいない。大学設置基準に規定された一般教育の単位数の規定やその運用方法は、次第に減少かつ弾力化してきたが、それに拍車をかけたのが大綱化である。一般教育と専門教育の区別を廃止するという文言は、結果的に一般教育削減のお墨付きを与えることになった。1991年後のカリキュラム編成の改革によって、一般教育相当の単位数は平均して10%強の減少を招くものとなっている<sup>6)</sup> (国立大学協会、1995、pp. 54-57)。

日本の大学は、再度、専門教育中心の場になっていくのか、あるいは、専門と一般という区別のない新たなカリキュラムが編成されていくのか、今ここで予測することはできない。しかし、戦前と異なり大衆化が進んだ現代の大学が、戦前のような意味での専門教育だけを行う場にはなれないことだけは確かだといってよい。

### <引用文献>

1. 橋本鉦市 (2000) 「文理学部の成立と改組—戦後国立大学システムにおける意義とインパクト—」『学位研究』第12号、pp. 115—129。
2. 弘前大学 (1999) 『弘前大学五十年史・通史編』
3. 北海道大学 (1980) 『北大百年史・部局史』
4. 茨城大学 (2000) 『茨城大学五十年史』
5. 岩手大学 (2000) 『岩手大学五十年史』
6. 鹿児島大学 (2000) 『鹿児島大学五十年史』
7. 冠野 文 (2001) 「教員目から見たカリキュラム評価」『大学設置基準の大綱化にともなうカリキュラムの変容と効果に関する総合的研究』(課題番号: 10410070) 平成10年度—12年度文部省科学研究費補助金(基盤研究(B)(1)) pp. 71-75。
8. 高知大学 (1982) 『高知大学三十年史』

9. 国立大学協会・教養課程に関する特別委員会（1972）『一般教育と教養課程並びに外国語教育及び保健体育に関する実情調査報告書』国立大学協会。
10. 国立大学一般教育担当部局協議会・一般教育責任体制調査検討特別委員会（1976）『国立大学一般教育責任体制に関する調査検討報告書—一般教育部長・主事制を中心として—』国立大学協会。
11. 国立大学協会・教養課程に関する特別委員会（1979）『教養課程組織改編に関する調査報告書』国立大学協会。
12. 国立大学協会・教養課程に関する特別委員会（1991）『教養課程教育の改善に関する実情調査報告書—資料集—』国立大学協会。
13. 国立大学協会・教養課程に関する特別委員会（1995）『教養教育の改善に関する調査報告書—アンケート調査のまとめ及び資料—』国立大学協会。
14. 三重大学（1999）『三重大学五十年史・部局史編』
15. 文部省（1986）『文部時報』第 1309 号、ぎょうせい、p. 16。
16. 長崎大学（1999）『長崎大学五十年史』
17. 名古屋大学（1989）『名古屋大学五十年史・部局史二』
18. 大阪大学（1983）『大阪大学五十年史・部局史』
19. 埼玉大学（1999）『埼玉大学五十年史』
20. 滋賀大学（1989）『滋賀大学史』
21. 東北大学（1969）『東北大学五十年史・下』
22. 徳島大学（2000）『徳島大学五十年史』。
23. 宇都宮大学（1990）『宇都宮大学四十年史』
24. 山口大学（1982）『山口大学三十年史』
25. 吉田 文（1996）「一般教育の組織とカリキュラム」『放送教育開発センター91』 pp. 176—193。

- 
- 注：1) 一般教育のカリキュラムの規定は、一般教育科目と専門科目との截然とした区別が、両者の中間的な基礎教育科目の導入や、一般教育の要件の一部を専門科目で代替できるといったように、徐々に一般教育が専門教育の押されていく過程をたどるが、3系列から必要な単位数の科目を履修するという方式は1991年まで変わることはなかった。これについては、吉田（1996）を参照のこと。
- 2) 新制大学発足当初弘前、山形、茨城、埼玉、富山、信州、静岡、神戸、島根、山口、愛媛、高知、佐賀、鹿児島 の 14 大学であるが、このうち神戸は1954年に文学部と理学部に分離した。また、当初、1949年に学芸学部として出発した千葉大学は1950年に文理学部と教育学部に分離した。したがって、文理学部をもつ14大学という場合、神戸大学を含まず、千葉大学を含んでいる場合がある。
  - 3) 文理学部の改組については、橋本鉦市（2000）が詳細な分析を行っている。それを参照されたい。
  - 4) 学内措置で教養部を設置していた北海道大学を加えないとして、教養部設置は32大学とする教え方もある。
  - 5) このうちには、1972年の沖縄復帰により琉球大学が含まれている。
  - 6) 国立大学協会の報告書では、大綱化以前・以降の教養教育、卒業要件に関する大学内の最大・最小単位数が記されており、それを集計した。